

－ 八代市新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金（継続） Q&A －

I 制度概要

1. 対象業種及び対象施設は？

日本標準産業分類表における鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業又はサービス業（他に分類されないもの）が対象業種で、市内で事業を営んでいる施設やタクシーその他のタクシー業に供する車両が対象施設となります。ただし、令和3年4月1日時点において、次に掲げる施設は、対象施設となりません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に供する施設
例：性風俗店
- (2) 対面での接客等を行わない施設
例：社員のみが出入りする工場
- (3) 当補助金と同様の目的で国等が実施する支援事業等の対象となる施設
例：子ども・子育て支援交付金（補助割合：10割補助）の補助対象施設
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の補助対象施設（病院（医科、歯科）、薬局、訪問看護事業者、助産所、診療・検査医療機関）
- (4) 接客の場とならない車両
例：配達用車両、運転代行業者の車（随伴車）

2. 補助率や補助金額は？

種別	補助率	補助上限額
店舗・施設等	1施設あたり、補助対象経費（消費税抜き）の4分の3（1,000円未満切り捨て）	10万円
タクシー等	1車両あたり、補助対象経費（消費税抜き）の4分の3（1,000円未満切り捨て）	3万円

※タクシー等に対して感染予防対策を実施した場合における補助金の上限は、一の事業者につき100万円とする

3. 前の感染予防対策支援事業で補助金を受給しているが、新支援事業できるのか

申請できます。ただし、令和3年3月16日以降に対策した（購入した）ものに限りです。

4. 申請方法は？

混雑・クラスター感染を避けるために郵便受付のみとしており、特定記録での郵便申請をお願いいたします。

5. 申請書はどのようにしたら手に入りますか？

八代商工会議所、八代市商工会、市役所の仮設庁舎総合案内所や各支所地域振興課、商工・港湾振興課で配布しております。また、市のHPからもダウンロードできます。

6. 申請をしてから振込まで何日ほどかかるのか？

通常であれば、3週間後程度に指定された口座に振り込みます。しかし、申請書への記載漏れや添付書類の不備などがあった場合は、確認作業により遅くなる場合があります。

7. 店舗・施設等の補助金とタクシー等の補助金は重複して交付できるか？

重複しての交付は可能です。なお、店舗・施設等の申請は施設毎に行い、タクシー等の申請は事業者（会社）毎に申請してください。

8. 申請期間は？

令和3年4月15日（木）から、令和3年7月31日（土）当日消印有効です。

II 申請関係

1. 一店舗（施設等）の申請は、補助金額の上限額に達するまで何度でも申請してよいのか。

できません。一店舗（施設等）の申請・交付は、1回限りとなります。

2. 対象業種となる事業所を市内に3店舗経営しているがどれも対象となるか。

対象になります。店舗毎に必要な書類を作成していただき、店舗毎に申請をお願いします。

3. 同一敷地に複数の施設を有する場合、施設毎に申請できるのか

対面での接客を伴う施設であれば、その施設毎に申請できます。これまでの補助事業では、同一敷地内に複数施設を所有している場合、1施設のみを補助対象としておりました。昨今、全国的に新型コロナウイルスの感染再拡大が鮮明になり、さらには感染症対策の徹底を図るため、本事業では、施設毎に申請できるようにしております。

4. 工場の中に接客用の部屋が併設してあるが対象になるか？

対面で接客を行う施設であれば対象になります。ただし、対面接客を行わない工場（施設）は補助対象になりません。

5. 購入の際、値引きがあった場合はどう計算するのか。

値引きを差し引いて消費税抜き金額を計算してください。また、対象経費以外を購入し値引きがあった場合は、対象経費分の割引額を按分して消費税抜き金額を計算してください。

6. ギフトカードや商品券でマスクを購入しましたが、対象になるか

対象になりません。現金、銀行振込、及びクレジットカードでの購入のみ対象といたします。

7. ポイント等を利用して購入したものは対象経費になりますか。

商品券、クーポン、ポイント等で支払った分は対象になりません。現金、銀行振込、クレジットカードで実際に支払い、消費税を除いた額を対象とします。

8. 申請する代表者(法人及び個人事業主)でない方がクレジットカードで支払った場合、どのようにすればいいのか。

クレジットカードで支払った方と代表者の関係が分かる資料（社員名簿）をご提出ください。また、家族の場合は、住民票や保険証のコピーをご提出ください。

9. 添付書類である 店舗等外観写真 について、自宅が事務所ですがその場合の写真はどうすればよいか。

ご自宅で対面接客を行って事業を営んでいることが第三者でもわかる写真をご提出してください。

10. 令和3年3月から店を一時休業しているが対象となるか？

本事業は、対面接客の営業等を行っている事業者が予防対策を実施した場合その費用に対して補助金を交付するものです。そのため、廃業、倒産している事業所には交付できませんが、感染防止のため一時休業し、今後、事業再開を目的として予防対策を行った場合の費用については交付の対象といたします。

11. 申請時での添付書類は何を出せばいいか？

下記の書類をお願いします。

- 補助金交付申請書兼請求書
- 対策に要した費用の領収書（コピー可）
- 事業の許認可書・開設届出書等（ない場合は、店舗の分かる写真）
- 対面接客の場での感染予防対策を行った写真
- 安心なまちやつしろプロジェクト推進会議が発行するステッカー等を店舗に掲示している写真（同ステッカー等の取得申請中の場合は、取得中であることが分かる資料のコピー）
- 補助金の振込先通帳のコピー（通帳の表紙及び表紙裏面のフリガナで口座名義人及び口座番号）が書かれている箇所

12. 申請書に添付する感染防止ステッカーは、どのステッカーを添付するのか

安心なまちやつしろプロジェクト推進会議（八代商工会議所内 070-7651-8246）が発行するステッカーで、店舗に掲示した写真を添付してください。また、安心なまちやつしろプロジェクトが配布するチェックリストやのぼり旗の写真でも可能です。

安心なまちやつしろプロジェクトのHPアドレス (<https://8246.anshinnamachi.com/>)

※安心なまちやつしろプロジェクト推進会議以外で発行したステッカーの写真では申請できません。

13. 安心なまちやつしろプロジェクトの感染防止対策ステッカーの取得申請中でステッカーがない場合はどうすべきか？

安心なまちやつしろプロジェクト推進会議（八代商工会議所内 070-7651-8246）へ提出された感染防止チェックリストなど感染防止対策ステッカー取得申請が分かる資料の写しを添付してください。

14. なぜ、安心なまちやつしろプロジェクトの感染防止対策ステッカーが申請時に必要か？

官民一体となり設立している「安心なまちやつしろプロジェクト」では、現在、事業所や店舗の感染予防対策チェックリスト作成の支援や予防対策のアドバイスなど行っております。一定の基準を設け、感染防止対策を行われている店舗に対しては、「のぼり旗」や「ステッカー」などを配布し、市民や観光客等にも安心して施設や店舗を利用できるようにしていますので、ご協力をお願いします。

15. タクシーの事務所が3か所に分かれている場合は、タクシーの車両に対しての補助申請それぞれの事務所から申請していいのか？

タクシー等についても、申請・交付は、1回限りとなるため、まとめて1事業者1回の申請をお願いします。また、車両1台あたりの補助上限額は3万円で、1事業者あたりの補助上限額は100万円となります。

例：タクシー会社が34台のタクシーを所有し、1台の対策費用4万円の場合
40,000円×3/4=3万円(補助金の額)
34台×3万円=1,020,000円・・・補助上限額が100万円のため
補助交付額：100万円

16. タクシー等とはどのような車両か？

一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けているタクシーや、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている観光バスや、介護タクシー、福祉タクシーなど車の中で対面での接客を伴う車両をさします。

17. 運転代行業者の随伴車は補助対象車両に該当するか？

本制度の補助対象とならない車両に「接客の場とならない車両」としてあります。「利用者が随伴車（運転代行業者の車）に乗る」という行為は「タクシー類似行為」と見なされ、法律で禁止されていることから、運転代行業者の車両は補助の対象になりません。

18. 病院を営んでいるが、補助対象になるのか？

本制度での補助の対象にならない要件に、「当補助金と同様の目的で国等が実施する支援事業等の対象となる施設」があります。病院は、厚労省が実施している、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の補助対象施設になっており、補助対象になりません。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金についてのお問い合わせ先は、厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター【電話 0120-336-933（平日9：30～18：00）】にお問い合わせください。

厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html)

19. 自社で自社の商品を購入しても対象になるのか？

自社の領収書では対象となりません。

自社で自社の商品を購入して申請をするためには、商品を仕入れた際の領収書等の伝票を添付して提出してください。

商品を仕入れた際の金額（税抜き額）が補助対象経費となります。

Ⅲ 対象品関係

1. 補助対象経費とはどういうものか？

○CO2 測定器、ペーパータオル、アクリル板、アルコール除菌・殺菌、空気清浄機、サーキュレーター、加湿器、つい立、パーテーション、ビニールカーテン、非接触型検温器、フェイスシールド、マスク、手指消毒液などの消耗品、備品の購入費

○換気機能等付きエアコン、網戸、換気扇などの改修工事費や光触媒による抗菌施工費

2. 空気換気機能付きエアコンであることを証明するには何が必要か

設置したエアコン本体の型番がわかる写真と空気換気機能付きなど記載されているカタログや取扱説明書などの資料をご提出してください

3. 既存のエアコンを空気換気機能付きエアコンに改修した際、エアコン撤去費用は対象経費になるのか

補助対象機種を設置に伴う既存のエアコンの撤去費用は補助対象になります。

4. 工賃や工事手数料などの役務費は対象になるのか

対象になります。

5. 補助対象経費で注意するところは？

対象物にならないもの

- ・プライバシー確保のためを目的としたパーテーションやビニールカーテンの設置
 - ・販売やノベルティーを目的としたマスクなどの消耗品の購入
 - ・スリッパやハサミなどを消毒する滅菌機の購入
 - ・非接触型体温計などに使用する乾電池の購入
 - ・換気機能付きのないエアコンの設置 等
- 十分留意いただき申請してください。

6. マスクの材料を購入後、マスクをつくって予防対策を行ったが対象となるか。

作成された材料の領収書、作成されたマスクの写真等資料の提出をお願いします。

7. 消費税や送料は対象になるか？

対象になりません。また、機器の保証料も対象になりません。

8. 中古品の購入は対象経費となるか。

中古品の購入は、下記条件のもと、補助対象経費として認めます。

- ①価格の妥当性を示すため、複数（2社以上）の中古品販売事業者（個人からの購入やオークション（含むインターネットオークション）による購入は不可）から同等品についての見積（見積書、価格表等）を取得すること。
- ②購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象経費として認められません。

9. 部材を購入しアクリル板を作成・設置するが、部材一つ一つを対象経費になるのか？

対象になります。

10. 補助対象期間はいつからか？

令和3年3月16日以降に対策（購入）した費用（※対象経費に消費税は含まない）

11. 補助対象の備品と補助対象外の備品を一緒に購入していた場合、申請はどのように行うのか。

領収書と一緒に補助対象の備品の商品名、金額、数量、購入日が記載してあるものを添付いただき、消費税抜きの金額を計算してください。

12. タクシーのお客様用に配布するマスクなどは補助対象経費になるのか？

タクシーに乗車する際に飛沫防止として使用する分は、補助の対象になります。しかし、お土産やノベルティーとして配布する分は対象外になります。